東京第五検察審査会 事務局長 様

9月16日の電話連絡の件、審査会で使用した「審査申立書」を複写し返送して頂くための要請文書を別途、審査会長宛に親展で送付しますので、審査会長が審査会に出席されたときにお渡し下さい。審査会長宛文書はこの文書の到着を電話で確認してから発出します。

審査会長宛の書類については審査会長から事前に開封の許可を得ていたとしても事務局では開封しないで下さい。郵便物については受取人に届くまでは差出人の管理下にあります。差出人として事務局による開封を拒否しますので注意して下さい。また、審査会長に交付するまで紛失等なきよう厳重な保管をお願いします。そのため、前もってこの文書を送付しています。

先日、電話を差し上げた際、私は審査会で使った「審査申立書」が手元にあるかどうか聞きました。「審査申立書」のページ数が知りたかったからです。そのとき、あなたはしばらく待つように言い、席を離れました。しかし、戻ってきて「審査申立書」の件は答えられないと言い出しました。このとき、私は、あなたが本事件には関わっていないことを知り、一方であなたのすぐ近くで行動を止めた人物がいることも知りました。そのため、慎重な手続きを取っています。

参考として表紙 1 ページですが、我々が東京第五検察審査会に提出した「審査申立書」を送付します。これをみれば審査会で使用した「審査申立書」との違いが分かるはずです。刑事訴訟法第二百三十九条の第2項に「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」とあります。もし、審査会で使用した「審査申立書」と相違するなら、事務局としてすみやかに関係者の告発をお願いします。

なお、この文書等、事務局とのやり取りは全て公開されます。事務局の真摯な対応をお願いします。

<添付物>

審査申立書(表紙1ページ)

平成 26 年(申立)第3号審査事件 審査申立者(代表) 和モガ